

新座緑道 現況調書

1 公園の設置目的

新座緑道は、和光樹林公園西側に隣接した東京都の緑地帯を通り、再び埼玉県に入った場所から、新座市の栄緑道手前の県道東京朝霞線までの、延長480m、幅員10mの遊歩道である。

快適な歩行者空間の確保と、美しい都市景観を形成するとともに、災害時には住民の避難路となる緑道として、平成5年4月に開設された。

2 公園の概要

- (1) 位置 新座市新塚地内
(2) 開設年月日 平成5年4月30日
(3) 公園面積 0.48ha
(4) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	植栽		○
2 [休養施設]	あずまや1箇所、野外卓、ベンチ		○
3 [遊戯施設]	なし		
4 [運動施設]	なし		
5 [教養施設]	なし		
6 [便益施設]	なし		
7 [管理施設]	なし		
8 [防災施設]	なし		

(6) 主な建物（建築物）

- ・新座緑道 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
園 内	4. 1～3. 31	終日	なし

4 職員体制

現地に職員は配置していない。運営本部を指定管理者本店内(川口市)に置き、月2回以上職員が巡回している。

5 管理実態

(1) 園地図

- ・新座緑道 園地図参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・新座緑道 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・新座緑道 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・新座緑道 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況 該当なし

(5) 遊具点検 該当なし

(6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く） 該当なし

(7) 修繕リスト 該当なし

(8) 有料施設の利用状況 該当なし

(9) 設置・占用・行為許可の状況 該当なし

(10) 貸与可能備品 該当なし

(11) 有料施設の利用料金等の設定

・新座緑道 有料施設の利用料金等の設定参照（別紙6）

6 特記事項

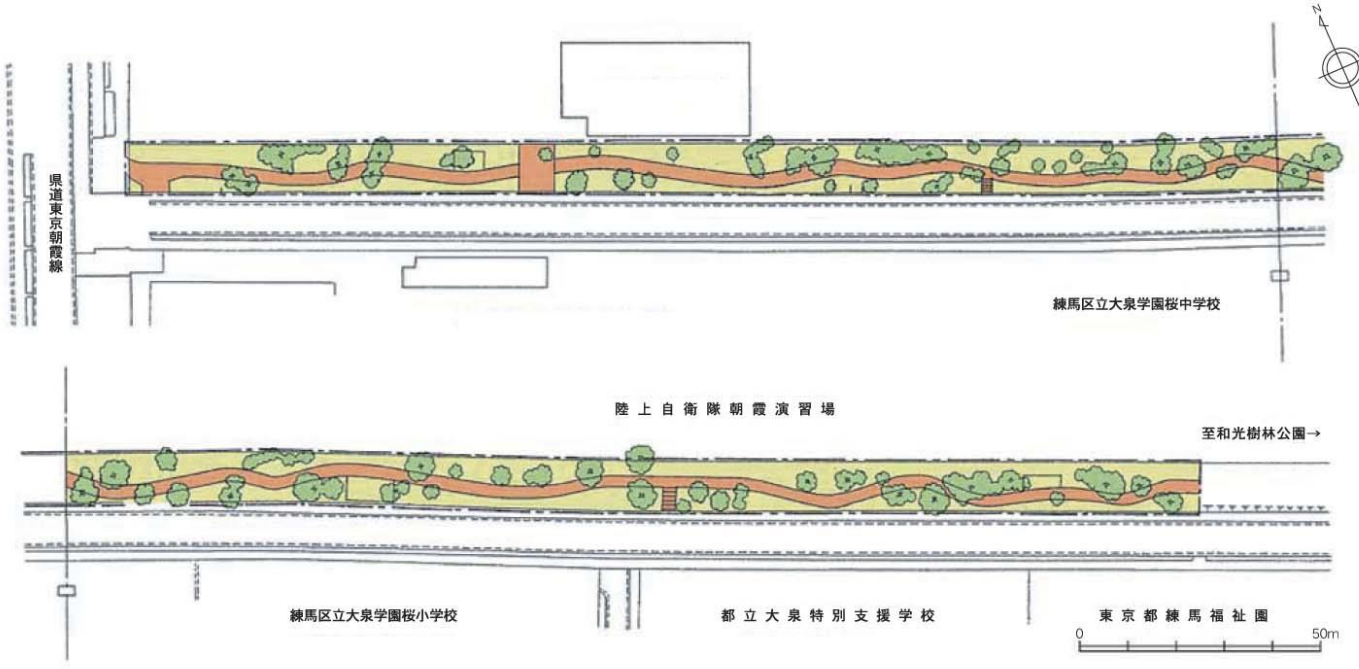
全体面積の2／3は、国有地となっており、国有地部分で新たに公園施設を整備したり、大規模改修を行う場合は、県が現状変更に係る事前承認の手続きを行う必要がある。

現状を変更するような場合については、早めに県に連絡すること。

新座緑道 建物一覧

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)
あずまや	平成5年3月8日		木造	1	10.35	10.35
計					10.35	10.35

新 座 緑 道



新座緑道 現状管理業務一覧

別紙 3

	業務名	業務内容
1	園地管理業務	除草(人力) 1,600㎡ 1回/年 除草(肩掛式草刈1機) 1,600㎡ 2回/年 高木剪定 c30~100cm 158本 1回/年 低木剪定 62本 1回/年 園内清掃 2回以上/月 施設日常点検 2回以上/月 枯損木の伐採(適宜) 臨時点検(台風、地震発生時など) 数回/年
2	廃棄物処理運搬業務(可燃)	公園内で発生する可燃ゴミ処理
3	廃棄物処理運搬業務(不燃)	公園内で発生する不燃ゴミ処理

新座緑道 管理費内訳及び収入実績

(単位:円)

		平成30年度	令和元年度
管 理 経 費	人件費	790,000	1,152,500
	消耗品費	39,430	40,225
	修繕費	0	0
	光熱水費	0	0
	責任保険料	9,450	7,450
	手数料	0	0
	委託料	0	0
	その他	392,200	203,250
	合 計	1,231,080	1,403,425

収 入	委託料収入	886,000	902,407
	利用料金収入	0	0
	自主事業収入	2,500	1,500
	合 計	888,500	903,907

管理経費－収入	342,580	499,518
---------	---------	---------

有料施設の利用料金等の設定

(1) 利用料金

ア 有料施設

施設名	現行料金(円)

[参考]

有料施設の利用料金は、埼玉県都市公園条例の別表1に定める金額の範囲で指定管理者が設定できます。

- ・ 国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2を減額するように設定してください。
- ・ 「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」(昭和58年条例第8号)及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」(昭和58年規則第32号)の規定により、公園施設の係る使用料等を免除するように設定してください。

イ 行為許可

行為	現行料金(円)
物品の販売その他の営業行為(興行を除く。)をする場合	1m2 当たり半日 7円
	1m2 当たり1日 14円
興行を行う場合	1m2 当たり半日 8円
	1m2 当たり1日 17円
業として写真を撮影する場合	1件当たり半日 350円
	1件当たり1日 740円
業として映画等の撮影をする場合	1件当たり半日 14,800円
	1件当たり1日 29,800円
競技会その他これらに類する催しをする場合	1m2 当たり半日 4円
	1m2 当たり1日 8円
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1m2 当たり半日 4円
	1m2 当たり1日 8円
広告物の表示	表示面積 1m2 当たり1日 2,080円

[参考]

行為の許可の使用料は、埼玉県都市公園条例の別表3に定める金額の範囲で指定管理者が設定できます。その際は、国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額するように設定してください。

(2) 自主事業

行 為	現 行 料 金 (円)
里親花壇の実施	一区画 (4m ² 程度) 500円/年間

指定管理業務に関する特記仕様書（新座緑道）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 2 行為許可料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は県が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
 - (3) 障害者等の料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
- 3 植物管理業務
公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。
- 4 防犯対策に配慮すること。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 5 地元ボランティア団体との連携を図ること。
地域に根ざした公園となるように地元ボランティア団体等と連携し、公園管理を行うよう努めること。
- 6 本書の定めのない事項
本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。